

転居された方へ

市民課戸籍・住基担当窓口での転居の手続きのほか、他の窓口で取り扱う主な制度についての手続きをご案内します。該当する方は、それぞれ手続きをお願いします。

[R7.4.1]

制度など	チェック欄	担当窓口	対象者	手続き	必要なもの
転居届		市民課 戸籍・住基担当 0942(53)4112	転居された方	住民異動届(転居)をしてください。	マイナンバーカード・運転免許証など、本人確認できるもの
マイナンバーカード			カードを持っている方	新しい住所に書き換えます	マイナンバーカード
			カード申請をされる方	新しい住所で申請します。	
			カード申請をされた方	カード交付時に住所の変更を行います。	
① 国民健康保険		市民課 国民健康保険担当 0942(65)7015	加入されている方	住所変更の手続きをしてください。被保険者証や資格確認書をお持ちの方は返却してください。必要に応じて、新しい資格確認書をお渡します。	被保険者証又は資格確認書
② 後期高齢者 医療保険		市民課 公費医療担当 0942(65)7016	加入されている方	住所変更(転居)の申請をしてください。新しい資格確認書を後日送付しますので、旧被保険者証または旧資格確認書は返信用封筒で返却してください。	後期高齢者医療被保険者証または資格確認書
			医療証をお持ちの方	異動届を提出し、医療証を返却してください。 新しい医療証をお渡しします。 (また、ひとり親家庭等医療・重度障害者医療の方は転居後の世帯の所得要件確認が必要となります。)	子ども医療証 対象者の被保険者証または資格が確認できるもの
					ひとり親家庭等医療証 対象者の被保険者証または資格が確認できるもの
					重度障害者医療証 対象者の被保険者証または資格が確認できるもの
⑩ 児童扶養手当		児童・保育課 0942(65)7017	受給されている方 (支給停止中の方も含む)	児童扶養手当住所変更届及び住居に関する申立書を提出してください。証書の住所を変更します。	児童扶養手当証書 賃貸契約書(借家、アパートの場合)
			受給者と対象児童が別居となる場合(支給停止中の方も含む)	養育別居監護申立書を提出してください。(民生委員の証明が必要です。)	
			受給者と児童が別居となる場合	別居監護申立書を提出してください。	
			入所されている方	住所変更の手続きをしてください。世帯構成の変更によっては、他の書類提出が必要な場合もあります。	担当にお尋ねください。

(裏面もお読みください)

	制度など	チェック欄	担当窓口	対象者	手続き	必要なもの
⑨	特別障害者手当 障害児福祉手当		福祉課 障害者支援担当 0942(65)7022	受給されている方	住所変更届を提出してください	
	特別児童扶養手当					手当証書
	身体障害者手帳			手帳をお持ちの方	手帳の住所を書き換えます。	身体障害者手帳 個人番号が分かるもの
	療育手帳					療育手帳 個人番号が分かるもの
	精神保健福祉手帳					精神保健福祉手帳 個人番号が分かるもの
⑩	ごみ・リサイクル		かんきょう課 0942(53)4120	転居された方	転居先(行政区)でのごみの出し方及び ごみ全般の分け方等の説明をいたします。 ※転居先の資源ごみ回収日程表を交付 します。	
⑭	マイホーム取得支援		企画調整課 0942(53)4245	筑後市に転入してから 5年以内に住宅を新築 または購入し、居住さ れる方(他要件は添付 資料をご確認ください。)	新築または購入(登記)後に申請してく ださい。	対象となる住宅の登記事項証 明書など
⑯	介護保険		高齢者支援課 介護保険担当 0942(53)4115	介護保険の被保険者	転居前の被保険者証等を返却してく ださい。	介護保険被保険者証 負担割合証(対象者のみ) 負担限度額認定証(対象者の み)
				上記のうち、 「住所地特例施設」か ら一般住所地へ転居さ れる方(筑後市以外の 被保険者証をお持ち の場合)	介護保険料等の説明をします。また、転 居日から14日以内に介護認定を継続す るための申請が必要な場合がありま す。	マイナンバーカード(対象者の み)
㉔	市営住宅		都市対策課 市営住宅担当 0942(65)7029	入居している人と同居 される方	市営住宅同居承認申請書を提出してく ださい。	入居者との続柄が分かる書類 同居される方の収入を証明す る書類 個人番号がわかるもの 住民票
				入居している人と別居 される方	市営住宅異動届を提出してください。	異動事実とその発生日がわ かる書類の提示(住民票等) 個人番号がわかるもの
㉕	公立小中学校		学校教育課 学事担当 0942(65)7038	公立小中学校へ通学 している人で校舎外に 転居される方	学校区を確認し、転校の手続きについ て説明します。 学期末まで元の学校へ通学される場合 は校舎外申請書を提出してください。	住民異動届の写し (市民課でお渡します)
㉖	上下水道		上下水道課 上水道庶務担当 0942(65)7035 下水道庶務担当 0942(65)7036	市の上下水道を使用さ れている方	使用中止日の3日前までに中止届を提 出してください。 ただし、井戸水のみの住宅で下水道を 使用されている場合は、窓口又は郵送 で中止届の提出をお願いします。	
				転居先で市の上下水 道を使用される方	使用開始日の3日前までに開始届を提 出してください。 ただし、井戸水のみの住宅で下水道を 使用される場合は、窓口又は郵送で開 始届の提出をお願いします。	
㉗	図書館		図書館 図書館担当 0942(51)7200	利用者カードを作成し ている方	図書貸出登録申込書(住所変更届)を 提出してください。	利用者カード

*** その他のことでお問い合わせがある場合 ***
筑後市役所 TEL0942-53-4111(代表)
〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井898番地